

意見書

平成 24 年 1 月 23 日

情報通信審議会
電気通信事業政策部会長 宛て

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名
電話番号
電子メールアドレス

「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

なお、公表時には匿名でお願いいたします。

注 1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

要旨

- ・ M2M については既存の電話番号体系ではなく、新たな識別子を導入する。
- ・ 「090-0DEF」の携帯電話への割り当てについては、問題は無い。
- ・ 携帯電話については「030」および「040」を導入するのが適当である。
将来的には「020」も開放する。
- ・ 「070」の携帯電話への開放は行わない。
- ・ 携帯電話と PHS 間のナンバーポータビリティは行わない。
- ・ 総務省は今後の PHS 技術の発展について努力を怠ってはならない。

章	具体的内容
はじめに	(特になし)
第1章 携帯電話の電話番号の将来需要について	<p>携帯電話・PHS の普及は既に1人あたり1台を超えている。1人が複数の携帯電話・PHS や情報通信端末を利用するとしても、それには限界がある。 このまま右肩上がりの増加が続くとは考えられず、ある程度の時点で飽和するものと考えられる。</p> <p>また、無線ルーターを用いて一つの回線を複数の端末で共有したり、Mobile WiMax のように電話番号を利用しない通信端末も登場するなど、通信需要の増加と携帯電話番号の増加は必ずしも比例するものではない。</p> <p>逆に言えば、通信さえ行えれば、識別子は電話番号である必然性は無い。パーソナル・コンピュータで普及している Skype などのインターネット電話や各種メッセージングソフト（テレビ電話が可能である）がスマートフォン等でも利用可能となっている。</p>
第2章 M2M サービスへの専用番号の割り当てについて	<p>M2M 需要が増大することに関しては異論は無いが、M2M に既存の電話番号を割り当てる必然性はない。 新たな識別子を採用するのが適当である。</p> <p>M2M を見てみると、PHS 網や携帯電話網に依存しない利用方法も広く行われている。固定装置の場合は無線 LAN や電力線搬送通信（長中波 PLC）等、移動する装置の場合は MCA 等の業務用無線や Mobile WiMAX、特定小電力無線等がある。</p> <p>特に、携帯電話と類似するシステムである Mobile WiMAX においては識別子として電話番号は利用していない。また、TCP/IP プロトコルの MAC アドレス認証を採用するシステムも利用されている。</p> <p>自動販売機においても、公衆無線 LAN 基地局として利用するサービスが開始されるなど、PHS 網や携帯電話網に依存しないサービスも増加すると考えられる。</p> <p>カーナビゲーションシステムにおいても、Bluetooth 等を用いて既存の携帯電話やパーソナル・コンピュータと接続することが、カーナビゲーションシステム専用の PHS・携帯電話網用通信モジュールよりも利用者に好まれている。</p> <p>電話交換網を利用する場合であっても、<u>既存の電話番号体系である必然性は全くない</u>。今後の需要の増大に対応できるような新たな識別子を導入するのが適当である。</p>

		既存の電話交換機を利用するのが前提であるのならば、現状ではほとんど利用されていない「#」および「*」を利用・割り当てすることを提案するものである。もちろん、現存しないアナログ交換機について考慮する必要は全くない。
第3章 携帯電話の電話番号の指定方法の変更等について	(1) 携帯電話の電話番号の指定方法の変更について	(特になし)
	(2) 090-0番号の携帯電話への開放について	<p>アメリカの利用者課金型900サービスは、着信課金型(Toll Free)800サービスと比較して日本国内での認知度は低いと思われるので、090-0DEF番号の携帯電話への導入に関して問題はないと考える。</p> <p>なお、実施はNTTグループの利用者課金型0990サービス(ダイヤルQ²)終了後が適当であると考えられる。</p>
第4章 携帯電話の電話番号の拡大策としての070番号の開放について	(1) 新たな携帯電話の電話番号としての0A0番号の開放について	<p>かつて携帯電話の電話番号として利用されていて、利用者の認知度も高い030番号および040番号を開放することが適切である。また、電話番号の連続性の面でも問題は無い。</p> <p>将来的には無線呼び出しサービス(ポケットベル)が終了した時点で、020番号も携帯電話に開放する。(上記のようにM2Mには新たな識別子を導入する)</p> <p>070番号の携帯電話への開放は、識別性の低下など、指摘されているような様々な問題があるため、これは行うべきではない。</p>
	(2) 070番号の開放に伴う事業者対応について	<p>SMSなどPHSでは利用できない携帯電話のサービス(またはその逆)も多数有り、ネットワークや交換機の改修、携帯コンテンツ事業者の対応など、様々な問題が生じると思われるので、070番号の携帯電話への開放は行うべきではない。</p> <p>「070-C」で携帯電話かPHSか判別できるとあるが、次章のナンバーポータビリティが導入されれば、判別は不可能になる。</p>
	(3) 070番号の開放に伴う利用者保護について	<p>070番号の開放はPHS利用者のみならず、固定電話および携帯電話の利用者すべてに混乱を与えるので、利用者保護の面からも070番号の開放は行うべきではない。</p> <p>PHSは小電力のため、医療機関でも多く採用されている。低電磁波であるという理由でPHSを利用している利用者も多い。</p> <p>また、PHSはマイクロセル方式のため、災害時にも携帯電話よりつながりやすいという特長もある。</p> <p>通話や電子メール機能など、表面上のサービスが似通っているとしても、PHSは携帯電話と異なる特長を有していることを無視してはならない。</p>
	(4) 070番号の開放の開始時期について	<p>PHSサービスが存続する限り行わない。</p> <p>仮に開放するのであれば、PHSサービス終了後とする。</p>
第5章 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導	(1) 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導	利用者には「070番号＝PHS」と広く認識されているので、携帯電話への070番号の開放は行うべきで

<p>号ポータビリティの導入について</p>	<p>入について</p>	<p>は無い。</p> <p>答申案では MNVO サービスの有無について触れられているが、本件とは全く無関係である。</p> <p>主な理由は、料金システムの PHS と携帯電話の違いである。ウィルコム社においては070番号間での通話料無料（もしくは定額）サービスを行っていることも要因の一つである。（かつては NTT ドコモ社 PHS との間でも同様のサービスを行っていた）</p> <p>同様に、固定電話発の PHS と携帯電話の料金の違いも大きい。</p> <p>前章で「070-C」で携帯電話か PHS か判別できるとあるが、ナンバーポータビリティが導入されれば、電話番号から PHS か携帯電話かを判別することは不可能である。</p>
	<p>(2)携帯電話と PHS 間の番号ポータビリティの導入に伴う事業者対応について</p>	<p>番号ポータビリティの導入は行わない。</p> <p>発信の度に交換機が電話番号データベースに相手先端末が PHS か携帯電話であるかを問い合わせる必要が生じるなど、事業者ネットワークや交換機への負担が発生するものである。</p> <p>特に、既存の ACR 機能付き電話端末の改修を行うことは、まず不可能である。</p> <p>仮に行うとしても、莫大な費用がかかり、その費用を誰が負担するかが問題となる。携帯電話・PHS 事業者が負担するのか、それとも国策なので国が負担するのか。国が負担するのであれば、ACR 機能付き電話機を利用していない人々の理解を得ることができるのか。</p> <p>いずれにしても、費用対効果に疑問がある。</p>
	<p>(3)携帯電話と PHS 間の番号ポータビリティの導入に伴う利用者保護について</p>	<p>利用者保護のためにも、番号ポータビリティの導入は行わない。</p> <p>特に、PHS 間や携帯電話同一事業者間での通話料定額・無料サービスの対象になるかどうかの判断はより困難になる。（現状でも、携帯電話相互の通話において、相手先が同一事業者であるかどうかの判別は困難である）</p> <p>PHS・携帯電話各事業者ごとに識別音を出したとしても、発呼の度に識別音で識別することは煩雑である。</p>
	<p>(4)携帯電話と PHS 間の番号ポータビリティの導入に伴う公正競争の確保について</p>	<p>番号ポータビリティの導入は行わない。</p> <p>仮に行う場合であっても、ウィルコム社の親会社であるソフトバンクグループを優先することがあってはならない。</p>
	<p>(5)携帯電話と PHS 間の番号ポータビリティの導入時期について</p>	<p>PHS サービスが存続する限り行わない。</p> <p>仮に実施するのであれば、PHS サービス終了時点とする。（NTT ドコモ社 PHS サービス終了時にウィルコム社へ同番移行を行ったのと同様）</p>
<p>第6章 電気通信番号の指定要件のあり方について</p>	<p>(特になし)</p>	
<p>おわりに</p>	<p>今回の070番号の携帯電話への開放および携帯電話と PHS 間のナンバーポータビリティ導入が PHS サービスの終了を前提とするものであれば、強く反対するも</p>	

のである。

既存 PHS サービス（小靈通）の終了を予定している中国の場合、広大な国土に対してサービスエリアが都市部に限られており、また都市間ローミングができないなど、日本とは大きく事情が異なるので参考にはならない。

日本発の世界に誇れる独自技術の一つである **PHS** サービスを、総務省自らがつぶすことは許されない。

AXGP 等の PHS の高度化に加え、欧州のデジタルコードレス仕様である DECT との相互運用や国際ローミングなど、**PHS** 技術の更なる発展についての施策を考えるべきである。

以上